

(平成31年2月1日現在)

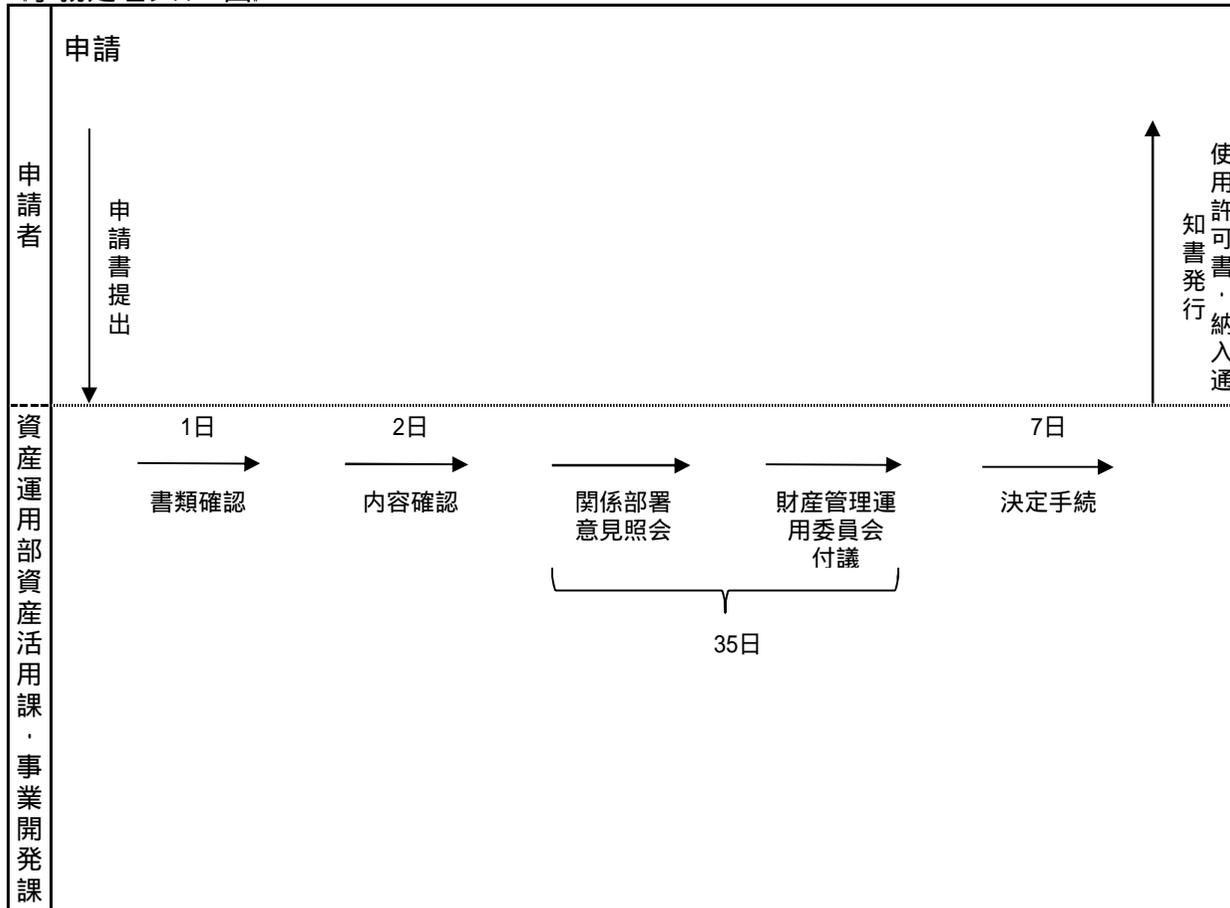
事務処理フロー図

事務名	行政財産使用許可
根拠法令	地方自治法第238条の4第7項

作成部署 交通局資産運用部資産活用課活用推進担当 電話46-422
交通局資産運用部事業開発課構内営業担当 電話46-441
交通局資産運用部事業開発課通信事業担当 電話46-446

標準処理期間計	45日
---------	-----

〈事務処理フロー図〉



〈事務処理フロー図の説明〉

項番	項目	説明
1	書類確認	提出された申請書に記載漏れがないか、添付書類がそろっているかを確認します。
2	内容確認	申請内容が東京都交通局公有財産規程に定める要件を満たしているかを確認します。
3	関係部署意見照会	使用を許可した場合の支障等について、関係部署に意見照会します。
4	財産管理運用委員会付議	財産管理運用委員会に付議します。
5	決定手続	許可の諾否について、資産運用部長が決定します。
6	使用許可書・納入通知書発行	使用許可書の発行及び使用料の納入通知書の発行を行います。